

○厚生労働省告示第四百四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第三百三十八号）の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する種類の事業及び都道府県労働局の管轄区域を定める等の件（平成十二年労働省告示第三十九号）は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 匠